

第 1 3 号議案参考資料

議 案 名

桶川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

- (1) 桶川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正 (改正条例第 1 条関係)

児童福祉法の懲戒に関する規定が削除されたことに伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削る。 (第 2 6 条関係)

- (2) 桶川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 (改正条例第 2 条関係)

ア 利用乳幼児の安全の確保を図るために、安全計画を策定し、必要な措置を講じなければならないこと等について定める。

(第 7 条の 2 関係)

イ 利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならないこと、及び利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を運行するときは、車内の乳幼児の見落としを防止する装置による利用乳幼児の降車の確認を行わなければならないことについて定める。 (第 7 条の 3 関係)

ウ 家庭的保育事業所等と他の社会福祉施設を併設するときは、保育に支障がない場合に限り、設備及び職員を兼ねることができることとするとともに、当該規定の例外に関する規定を削る。

(第10条関係)

エ 児童福祉法の懲戒に関する規定が削除されたことに伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削る。

(第13条関係)

オ 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、職員に対する研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならないこととする。

(第14条関係)

(3) 桶川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

(改正条例第3条関係)

ア 利用者の安全の確保を図るために、安全計画を策定し、必要な措置を講じなければならないこと等について定める。

(第6条の2関係)

イ 利用者の移動のために自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならないことについて定める。

(第6条の3関係)

ウ 感染症や非常災害の発生時に、利用者に対する継続的な支援及び早期の業務再開を図るため、業務継続計画を策定し、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと等について定める。

(第12条の2関係)

エ 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、職員に対する研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならないこととする。

(第13条関係)

3 施行期日

令和5年4月1日